昭和四年四月十五日第三種郵優物認可思週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)

♦告示 土地改良区設立認可

目

次

◇人委告示 選考により採用又は昇任させる職

示

鳥取県告示第三百七十三号

第百九十五号)第十条第二項の規定により、 取市桜谷土地改良区は、土地改良法(昭和二十四年法律 鳥取市桜谷小林幸一ほか十四人の者から申請のあつた鳥 昭和三十三

年八月八日成立した。

昭和三十三年八月十五日

鳥取県知事

遠

茂

鳥取県告示第三百七十四号

年八月八日成立した。 第百九十五号)第十条第二項の規定により、 取市松原土地改良区は、土地改良法(昭和二十四年法律 鳥取市松原松本義雄ほか十四人の者から申請のあつた鳥 昭和三十三

昭和三十三年八月十五日

鳥取県知事 遠 藤

茂

鳥取県告示第三百七十五号

成立した。 米子市大崎木村繁隆ほか十七人の者から申請のあつた大 十五号)第十条の規定により、 崎土地改良区は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九 昭和三十三年八月十二日

昭和三十三年八月十五日 鳥取県知事

遠 藤

茂

人事委員会告示

職

学芸員の職、

速記者の職、

ほん訳者の職、

通訳の

業技術の職、製紙技術の職、木材工業技術の職、

職業指導員の職、工芸(デザイン)技術の職、

人事委員会告示第四号

考により採用又は昇任させる職について)は、 規定に基き選考により採用又は昇任させる職を次のよう 会規則第十一号)第十九条、第二十条及び第三十九条の 職員の任用に関する規則(昭和二十七年鳥取県人事委員 に定め、 昭和二十八年鳥取県人事委員会告示第一号(選 廃止す

昭和三十三年八月十五日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚

職務の遂行能力について職員の順位の判定が困難であ 委員会が認める職、又は職務と責任の特殊性により、 ると人事委員会が認める職 試験を行つても十分な競争者が得られないと、

の職. 及び婦人相談所において判定、 及び婦人相談所において判定、相談、調査を司る職員児童福祉司の職、身体障害者福祉司の職、児童相談所 教護の職、 寮母の職、 児童指導員の職、 詞 書の

> の職、 動車整備士の職、 識技術の職、林業専門技術員の職、 技術の職、鉱業技術の職、逮捕術指導員の職、 船舶乗組職員の職、 トゲン技師の職、 人事委員会が試験によることが、 薬剤師の職、 助産婦の職、 あんま師の職、看護婦の職、 歯科衞生士の職、 計量士の職、医師の職、歯科医師の 映写技師の職、汽かん士の職、 准看護婦の職、 不適当であると認 調理士の職 歯科技工士、 木炭檢査員の職、 犯罪鑑 レン 自

める職

- 単純な労務に従事する職員の職
- 吏員昇任特別選考基準に適合する職員の職
- 警察官昇任特別選考基準に適合する職員の職
- めた職 その他選考による職と同等の職と人事委員会が認

印発 市 東 取

印 刷

肵 県

刷行息 所名 鳥 鳥取鳥取 市 取東 町 県

昭和四年四月十五日第三種郵便,以可

発

行

日

火

金